

京都市告示第243号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成28年7月22日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
下野第三公園	伏見区納所下野27番10	告示の日

(南部みどり管理事務所)